

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 定率減税が廃止？

Q : 定率減税が廃止されると聞いたのですが、本当ですか？

A : 政府税制調査会の総会が9月21日に開かれ、平成17年度税制改正に向けた審議がいよいよスタートしました。その最大の焦点は定率減税の縮小・廃止です。

【解説】

定率減税とは、小渕内閣が景気対策として導入した「恒久的減税」の一部で、平成11年度の税制改正により導入されたものです。内容は、その年分の所得税額の20%（上限額25万円）及び住民税額の15%（上限額4万円）を減税するというもので、納税者全てに適用のあるおなじみの制度です。

平成16年度の与党税制改正大綱においては、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ（3分の1→2分の1）の財源に充てる目的で、平成17年度もしくは平成18年度に、定率減税を縮小・廃止することが盛りこまれ、明記されています。

仮に、定率減税が廃止された場合、一般のサラリーマンの負担額がどれくらい増えるかを試算してみますと、年収700万円のサラリーマンで妻と子供2人という家族構成の場合には、所得税45,000円と住民税25,000円の合計で70,000円もの負担増となります。

今後、政府税制調査会での議論が本格化し、11月下旬頃に、来年度税制改正に関する答申がまとめられる予定ですが、定率減税が段階的に縮小されるのか、一気に廃止となるのか、その動きに注視しておく必要があります。

